

令和元年第11回農業委員会総会議事録

○日 時：令和元年11月12日（火） 午前9時30分～午前10時40分
場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：11名）

1番：井川 輝征	2番：尾上 春樹	3番：宮本 和希
4番：藤井 雅史	5番：谷口 孝一	6番：塚本 壽
7番：草野 義雄	8番：田口 昭広	9番：寺本 眞理子
10番：阪口 修一	11番：片山 幸弘	

○農地利用最適化推進委員

（出席：11名）

2番：牧 正徳	3番：中川 光春	4番：矢野 解光
5番：田口 宗一	6番：下崎 省一	7番：宮島 正文
8番：坂口 恵美子	11番：木川 保	13番：野田 和夫
14番：瀧上 米作	15番：山田 和治	

（欠席：4名）

1番：本郷 昭博	9番：道園 浩二	10番：小崎 良一
12番：一川 清		

○農業委員会事務局：3名

事務局次長：才保 親哉 係長：川田 康幸 主事：一本 光喜

○議 事

日程第1	報告第21号	農地中間管理事業に係る農用地配分計画の承認について
日程第2	報告第22号	農地法施行規則第53条の規定による届出について
日程第3	議案第44号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第4	議案第45号	農地法第4条の規定による許可申請書審議について
日程第5	議案第46号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第6	議案第47号	農用地利用集積計画の審議について
日程第7	議案第48号	農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について（非農地判断）

発言者	要 旨
才保次長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>本日は、福田事務局長が公務のため欠席となっておりますので、お知らせいたします。</p> <p>議事の進行につきましては、会議規則第5条の規定により、片山会長にお願いいたします。</p>
片山会長	<p>おはようございます。</p> <p>11月に入りまして、朝夕、冷えてまいりました。先月の台風19号の大災害が、ちょうど12日でひと月になります。果樹や米等、大変な被害が出ておりますが、毎年、このような災害が起こるということを私たち農業者は頭の中に置いておくべきかなと思います。万全な対策は難しいですが、知恵を絞りながら取り組んでいきたいと思っております。今後とも皆様のご指導・ご協力よろしく申し上げます。</p> <p>只今から、令和元年第11回芦北町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、1番「本郷」推進委員、9番「道園」推進委員、10番「小崎」推進委員、12番「一川」推進委員から欠席報告がっておりますので、連絡いたします。</p> <p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。</p> <p>本総会の議事録署名委員は7番「草野義雄」委員、8番「田口昭広」委員に指名します。</p> <p>議事に入る前に、議案書の訂正が2か所ありますので訂正をお願いします。</p> <p>まず、議案書1ページの報告第21号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の承認について」貸借権設定の部1番と2番で、賃貸人の故人と相続人代表の名前が逆になっておりますので、訂正をお願いします。</p> <p>次に、議案書8ページの議案第47号「農地利用集積計画の審議について」使用貸借権設定の部の1番の「設定期間の終期」が「令和6年11月31日」となっていますが、「令和6年11月30日」に訂正をお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>報告第21号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の承認について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>議案書の1ページをお願いします。</p> <p>報告第21号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について。</p>

	<p>農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたので、報告するものです。</p> <p>この配分計画は、8月の総会で審議し、記載してある賃貸人から熊本県農業公社が借り受けた農地を賃借人へ配分された報告になります。</p> <p>賃借権設定の部ですが、1番から3番までまとめて説明します。</p> <p>配分された土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名は記載のとおりです。</p> <p>耕作する作目は全て水稲で、設定期間については、1番が新規設定の5年間で、2番及び3番については、再設定の5年間です。</p> <p>賃借料は備考欄のとおりです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>片山会長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第21号につきまして、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第21号につきましては、これで終わります。</p> <p>次に、報告第22号「農地法施行規則第53条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>川田係長</p>	<p>議案書の2ページをお願いします。</p> <p>報告第22号、農地法施行規則第53条の規定による届出について。</p> <p>農地法施行規則第53条第1項の規定による届出が下記のとおり提出されましたので、報告するものです。</p> <p>所有権移転の部1番、土地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。</p> <p>転用目的は、送電用鉄塔敷地になります。</p> <p>これは、農地法施行規則第53条第1項第11号の規定に基づく「電気事業者が送電用電気工作物等の敷地に供するもの」に該当するため、許可が不要な転用になります。</p> <p>ピンク色総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、八幡地区の「株式会社 共栄」の北側、約100mの場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は作付けが困難な場所で、作付けはされていませんでしたが、草刈り等の管理はされているということでした。また、出来るだけ一団の農地の端に建設する計画で考慮してあり、この場所になったということでした。申請地の北側で佐敷川との間に農地がありますが、そこは地盤が緩く、倒れる危険性が</p>

	<p>あるということで、今回の申請地になったということでした。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第22号について、質疑ありませんか。</p> <p>…6番、塚本委員。</p>
塚本委員	<p>この鉄塔の建設に対してではないですが、前回、先ほどの話の鉄塔が佐敷川を挟んで反対側の農地の真ん中であって、その地主から建てないでほしいとの意見が出たそうです。そのため、今回の申請地に移転しましたがけれども、この地区は地元の同意を得て、補助整備の計画が始まったところです。また、佐敷川の堤防が未整備の地域になりますので、今回、河川の方に近い農地の地盤が軟弱ということで、補強等の対策があると思いますが、河川の堤防に沿って設置するようなことができないのか、不自由な農耕にならないか危惧しているところです。</p>
片山会長	<p>塚本委員も現地確認されたのですか。</p>
塚本委員	<p>現地確認はしました。</p> <p>その後の話ですが、この地域は補助整備と河川改修が重なっています。河川改修は未整備ですが、改修ラインはできていると思うので、堤防の方へ付けてほしいです。</p>
片山会長	<p>この申請地を堤防に付けて建てれば、農作物等への影響も少なくなるということですね。</p>
塚本委員	<p>現在建っている鉄塔は田んぼの真ん中になるので、この状態では稲作が大変で、今回の申請地でも地権者が苦勞するのではないかと思います。</p>
川田係長	<p>塚本委員の意見からすると、場所を変更してほしいということですか。</p>
塚本委員	<p>そういうことになりますね。</p>
片山会長	<p>塚本委員が言われる堤防は、いつできるのか分からないですよ。</p> <p>地権者の了解も得ていて、位置図を見る限り、鉄塔も水田の真ん中というわけではないので、支障等の問題もあまり無いのかなと思います。</p>
塚本委員	<p>基盤整備等が関係するので、基盤整備の後を気にしています。</p>
川田係長	<p>この申請地は、鉄塔を建てる計画の前に事務局へ相談がっております。私からも基盤整備の計画があるので、真ん中に建てずになるべく端の方にしてほしいとお願いしていました。先ほど説明したとおり、一番端の方は地盤が緩くて倒れる可能性があるため、今回の申請地になったわけです。また、地権者からの同意も得られています。</p>

片山会長	<p>色々な条件を考慮した結果、この場所になったそうなので、これをまたやり直すということになると地権者の了解が取れなかった場合、鉄塔自体できなくなるということになります。どうでしょうか。</p>
塚本委員	<p>わかりました。 このような案件がのちに出てきた時のために、定義しておきたいと思って話をしました。</p>
片山会長	<p>貴重なご意見ありがとうございました。 他に報告第22号につきまして、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第22号につきましては、これで終わります。 次に、議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>議案書の3ページをお願いします。 議案第44号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について。 農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部1番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。 譲渡人事由ですが、町外に移住しており耕作管理が困難なため、相手方の要望により売り渡す。 譲受人事由ですが、農地を売ったため代替地として買い受け、耕作管理する。となっています。 ピンク色総会資料の2ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、宮浦地区の「JAあしきたガソリンスタンド」東側、約120mの場所で新しく整備された県道沿いの東側になります。 現地確認ですが、申請地は水稻が作付けされており、買い受け後も引き続き水稻を作付けし、適正に管理するということでした。 黄色調査書の1ページをお願いします。 契約の種類は売買になります。申請理由ですが、譲渡人は町外に移住しており、耕作管理が困難で譲受人の要望もあったため、売り渡すということです。譲受人は農地を駐車場用地として売ったため、代替地が必要であることから買い受けるといいます。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われれます。</p>

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。
以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

2番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、労力不足で耕作管理が困難なため、相手方の要望により売り渡す。譲受人事由ですが、農地を売ったため代替地として買い受け、耕作管理する。となっています。

ピンク色総会資料の3ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、宮浦地区の「JAあしきたガソリンスタンド」の東側、約120mの位置で新しく整備された県道沿いの東側になります。整理番号1番申請地の隣接地です。

現地確認ですが、申請地は水稻が作付けされており、買い受け後も引き続き水稻を作付けし、適正に管理するということでした。

黄色調査書の2ページをお願いします。

契約の種類は売買です。申請理由ですが、譲渡人は労力不足で耕作管理が困難であり、譲受人の要望もあったため、売り渡すということです。譲受人は農地を駐車場用地として売ったため、代替地が必要であることから買い受けるということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

3番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、労力不足で耕作管理が困難なため、相手方の要望により売り渡す。

譲受人事由ですが、果樹園の規模拡大のため買い受け、耕作管理する。となっています。

ピンク色総会資料の4ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、鶴木山地区の「みやもと海産物第1工場」の南東側で広域農道沿いの7筆になります。

現地確認ですが、広域農道の西側の農地は野菜・ビワ等が作付けされており、東

側の農地の一部は耕作放棄地でしたが、一部には甘夏が作付けしてあり、適正に管理されていました。今までも譲受人が管理していたということです。

黄色調査書の3ページをお願いします。

契約の種類は売買になります。申請理由ですが、譲渡人は労力不足で耕作管理が困難であり、譲受人の要望もあったため、売り渡すということです。譲受人は果樹園の規模拡大のため買い受け、耕作管理するということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書の4ページをお願いします。

4番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、労力不足で耕作管理が困難なため、相手方の要望により売り渡す。譲受人事由ですが、隣地に自己所有の樹園地があり、便利のため買い受け、耕作管理する。となっています。

ピンク色総会資料の5ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、湯治山の「田代ため池」の北西側になります。

現地確認ですが、申請地は耕作放棄地でしたが、樹木等の伐採が行われており、買い受け後は耕作放棄地解消事業を活用し、デコポンを作付けするというものでした。

黄色調査書の4ページをお願いします。

契約の種類は売買になります。申請理由ですが、譲渡人は労力不足で耕作管理が困難であり、譲受人の要望もあったため、売り渡すということです。譲受人は隣地に自己所有の果樹園があり、便利のため買い受け、一括管理するということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

5番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、高齢で耕作管理が困難なため、後継者に贈与する。譲受人事由ですが、贈与を受け、引き続き耕作管理する。となっています。

	<p>ピンク色総会資料の6～7ページが申請地の位置図になります。</p> <p>申請地①～④はスカイドーム周辺の農地になります。</p> <p>申請地⑤、⑦は「芦北地域振興局」の南側、申請地⑥は東側になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地①、②は野菜が作付けされており、それ以外は全て水稲で適正に管理されていました。</p> <p>黄色調査書の5ページをお願いします。</p> <p>契約の種類は贈与です。申請理由ですが、譲渡人は高齢で耕作管理が困難なため、後継者に贈与する。譲受人は贈与を受け、引き続き耕作管理するということです。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。</p> <p>判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番及び2番の案件を「6番の塚本」委員にお願いします。</p>
塚本委員	<p>前回、申請があった件の引き続きになります。</p> <p>あとは、事務局の説明どおりです。</p>
片山会長	<p>続きまして、担当地区の「下崎」推進委員からお願いします。</p>
下崎推進委員	<p>先日、事務局と現地確認をしまして、事務局の説明どおりです。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
片山会長	<p>続きまして、3番の案件を「8番の田口昭広」委員にお願いします。</p>
田口委員	<p>事務局から説明のあったとおりです。何ら問題ないと思えます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
片山会長	<p>続きまして、担当地区の「矢野」推進委員からお願いします。</p>
矢野推進委員	<p>事務局、田口委員と現地確認に行きました。事務局の説明にあったとおりですので、問題ないと思えます。よろしくをお願いします。</p>
片山会長	<p>続きまして、4番の案件を「4番の藤井」委員にお願いします。</p>
藤井委員	<p>この件については、私が所用により現地確認に行けず、事務局と道園推進委員で対応しております。道園推進委員が本日欠席ですが、現地確認についての連絡を受けまして、何も問題ないということでした。よろしくお願いいたします。</p>
片山会長	<p>続きまして、5番の案件を「8番の田口昭広」委員にお願いします。</p>
田口委員	<p>譲渡人と譲受人は親子で、贈与もスムーズかなと思えますので、よろしくお願いいたします。</p>

片山会長	続きます、担当地区の「田口宗一」推進委員からお願いします。
田口推進委員	何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第44号につきまして、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>「所有権移転の部」1番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>3番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、3番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>4番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、4番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>5番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、5番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第45号「農地法第4条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>議案書の5ページをお願いします。</p> <p>議案第45号、農地法第4条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第4条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>1番、申請地の詳細、申請人の住所・氏名については記載のとおりです。</p> <p>転用目的は個人住宅です。</p> <p>ピンク色総会資料の8ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は「田浦漁協事務所」の北東側、約400mの場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地はミカンを作付けしていましたが、既存の住宅が老朽化したため、隣接地である申請地に住宅を新築するということでした。申請地の南側</p>

	<p>に農地は存在するが、自己所有農地であり、個人住宅を建設しても問題はないと感じました。</p> <p>ピンク色総会資料の9ページをお願いします。</p> <p>配置図・排水計画図を載せています。</p> <p>事業計画は記載のとおりとなります。排水は合併浄化槽を設置し、東側の既存の排水路に排水する計画です。</p> <p>ピンク色総会資料の10ページをお願いします。農地の広がりには斜線部分の約0.1haです。</p> <p>黄色調査書の6ページをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、現在、住んでいる自宅が築60年以上経過し、老朽化しているため、個人住宅を新築するものです。 <p>代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障がないことを確認しております。 <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を「9番の寺本」委員にお願いします。</p>
寺本委員	<p>事務局の説明されたとおりです。よろしくお願ひいたします。</p>
片山会長	<p>担当地区の「牧」推進委員からお願いします。</p>
牧推進委員	<p>現地確認は出席できませんでしたが、事務局と寺本委員の説明とおりです。</p>
片山会長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第45号につきまして、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>1番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

	<p>異議なしということですので、1番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>議案書の6ページをお願いします。</p> <p>議案第46号、農地法第5条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。</p> <p>転用目的は個人住宅です。</p> <p>ピンク色総会資料の11ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、花岡地区の「五本松団地」南側、約120mの場所で給食センターの南東側になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地の西側に農地は存在するが、通風・日照等に影響はなく、個人住宅を建設しても問題はないと感じました。</p> <p>ピンク色総会資料の12ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。</p> <p>事業計画は記載のとおりとなります。排水は申請地北側の集落排水下水道へ排水する計画です。</p> <p>ピンク色総会資料13ページをお願いします。農地の広がりには斜線部分の約1.1haになります。</p> <p>黄色調査書の7ページをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●契約の種類は売買です。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、譲受人は現在、実家に住んでいますが、山間部で通勤等に不便であったため独立し、個人住宅を新築するものです。代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障がないことを確認しております。 <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま</p>

議案書に戻ります。

2番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。転用目的は個人住宅です。

ピンク色総会資料の14ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は整理番号②と記載している場所で「湯浦郵便局」の南側、約120mの場所になります。

現地確認ですが、申請地周辺は住宅が次々と建設されている場所で、申請地の東側及び南側に農地は存在しますが、東側の農地は休耕地であり、南側の農地は段差があるため、住宅を建設しても問題はないと感じました。

ピンク色総会資料の15ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。

事業計画は記載のとおりとなります。排水は合併浄化槽を設置し、申請地西側の既存排水路へ排水する計画です。

ピンク色総会資料16ページをお願いします。農地の広がりですが、斜線部分の約0.3haになります。

黄色調査書の8ページをお願いします。

●契約の種類は売買です。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、譲受人は現在、アパート住まいであるため、個人住宅を新築するものです。

代替については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障がないことを確認しております。なお、資金計画については、議案書の整理番号3番の進入通路部分も含んでおります。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

3番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。転用目的は進入通路です。

本案件は、整理番号2番で説明しました個人住宅への進入路になります。

	<p>ピンク色総会資料の14ページをお願いします。申請地は先ほど説明した個人住宅転用箇所の隣接地で整理番号③と記載しているところになります。</p> <p>現地確認ですが、個人住宅への進入路であるため、必要であると感じました。</p> <p>ピンク色総会資料の17ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。</p> <p>事業計画は記載のとおりとなります。排水は雨水のみになります。</p> <p>ピンク色総会資料16ページをお願いします。農地の広がり先ほど説明したとおりです。</p> <p>黄色調査書の9ページをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●契約の種類は売買ですが、持分62分の20の所有権移転になります。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、譲受人は個人住宅を新築するにあたり、進入通路が必要であるため、譲渡人と共有で利用する進入路を整備するものです。 <p>代替性については、個人住宅への進入路であるため、代替性の可能性がないことを確認しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障がないことを確認しております。なお、資金計画については、議案書の整理番号2番の個人住宅部分も含んでおります。 <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番の案件を「8番の田口昭広」委員にお願いします。</p>
田口委員	<p>申請地は給食センターの付近になりますが、土地としても真四角で立派な土地です。事務局からの説明もありましたが、町道に集落排水が通っており、排水も問題ないということなので、よろしくをお願いします。</p>
片山会長	<p>続きまして、担当地区の「田口宗一」推進委員からお願いします。</p>
田口推進委員	<p>田口委員の言われたとおりです。よろしくをお願いします。</p>
片山会長	<p>続きまして、2番及び3番の案件を「4番の藤井」委員にお願いします。</p>
藤井委員	<p>事務局から説明のあったとおりで問題ないと思います。</p>

片山会長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第46号につきまして、質疑ありませんか。</p> <p>…6番、塚本委員。</p>
塚本委員	<p>お尋ねですが、ピンク色総会資料の14ページで、申請地③の進入通路についてです。図を見る限り、道路につながっていないようですが、どうでしょうか。</p>
川田係長	<p>説明いたします。</p> <p>昨年の総会だったと思いますが、ここの通路の申請があっております。今は転用されて通路になっておりますが、ここを共有で買い受けるという今回の申請になります。</p>
塚本委員	<p>わかりました。</p>
片山会長	<p>他に、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>所有権移転の部1番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、所有権移転の部1番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>3番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、3番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第47号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>議案書の7ページをお願いします。</p> <p>議案第47号、農用地利用集積計画の審議について。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。</p>

	<p>貸借権設定の部、1番から3番まで農地中間管理事業になりますので、まとめて説明します。</p> <p>利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。</p> <p>全て転貸で、設定期間も全て新規設定の10年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>議案書8ページをお願いします。</p> <p>使用貸借権設定の部1番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は太秋・デコポンで、設定期間は再設定の5年間です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第47号につきまして、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>貸借権設定の部1番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>3番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、3番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>使用貸借権設定の部1番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第48号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>議案書の9ページをお願いします。</p> <p>議案第48号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について。</p>

	<p>農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について、本会の議決を求めるものです。</p> <p>整理番号1番から4番まで、一つの農地の集団に位置していますので、まとめて説明します。</p> <p>申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については、記載のとおりです。農地の状況・周囲の状況ですが、1番から4番まで全て森林等の様相を呈しており、近隣も山林化しています。</p> <p>現地確認の判断結果ですが、1番から4番まで全てにおいて、非農地と判断できると思われます。</p> <p>詳細については、別紙資料1「非農地判断 現地確認資料」により説明します。</p> <p>1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は「旧佐敷トンネル」の北東側、約830mの位置で、赤く塗っている箇所になります。</p> <p>2ページに航空写真図を載せています。斜線の部分が申請地になります。</p> <p>3ページをお願いします。整理番号1番、2番の現況写真を載せています。</p> <p>4ページをお願いします。整理番号3番、4番の現況写真を載せています。</p> <p>5ページに現地確認の結果を記載しています。</p> <p>現地確認の調査結果ですが、申請地は全て雑木などが生い茂り、山林化していました。よって、申請地全部において、農地に復元が困難であることから、非農地との判断が妥当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番～4番までの案件をまとめて「10番の阪口修一」委員をお願いします。</p>
阪口委員	事務局の説明どおりです。よろしくお願いいたします。
片山会長	続きまして、担当地区の「中川」推進委員からお願いします。
中川推進委員	事務局と阪口委員の説明どおりです。よろしくお願います。
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第48号につきまして、質疑ありませんか。</p>
塚本委員	この件の直接的なことではありませんが、非農地判断されて登記を移す時に、非農地通知書を持って、直接法務局で登記される方がいるのかなと思ひまして。その制度をご存じなのかということをお聞きします。
川田係長	非農地判断を行った後に通知を発送しますが、登記をするか、しないかは本人に

	<p>任せております。税務課の確認においても、登記が完了している案件もありますし、そのまま登記せずに残っている場合もございます。</p> <p>また、事務局からも非農地判断通知で法務局の登記ができることを通知文書で送付しております。</p>
塚本委員	わかりました。
片山会長	<p>他に、質疑ありませんか。</p> <p>… 矢野推進委員。</p>
矢野推進委員	同じく、非農地判断についてですが、これは農地が自然と山のようなようになったというように、違法ではないですよ。
川田係長	矢野推進委員の言われたとおり、自分で故意に植林する際は転用で、ほったらかした農地が自然に荒れて、山になったときは非農地判断ができるとなっております。
矢野推進委員	違法ではないのですね、わかりました。
片山会長	<p>他に、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。</p> <p>1番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>3番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、3番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>4番につきまして、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、4番につきましては、原案のとおり決定しました。</p> <p>これで、本日の農業委員会総会を閉会します。 それでは引き続き、その他の連絡事項に入ります。</p>